

「令和6年度学校における障害者雇用推進事業」
業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

- 1 事業名
令和6年度学校における障害者雇用推進事業
- 2 本事業の目的
専門家の知見を交えて、学校の業務内容を精査して障害特性に合わせた業務設計を行うとともに、共に働く教職員に向けて障害者雇用の理解浸透の推進を行うことにより雇用環境を向上させ、学校における障害者雇用を促進することを目的とする。
- 3 委託内容
「令和6年度学校における障害者雇用推進事業」業務委託仕様書のとおり
- 4 契約期間
契約日から令和7年3月31日まで
- 5 委託金額の上限
3,000千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む。）を限度とする。
- 6 契約方法
随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）
- 7 公募に参加する者に必要な資格等
次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品購入等に係る競争入札参加等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7諸サービス」に登録している者であること。
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
 - (4) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体との間で本業務に類する同程度の契約実績を有していること。
- 8 担当部局
奈良県教育委員会事務局 教職員課 教職員相談支援係
〒630-8502 奈良市登大路町30番地
電話：0742-27-9805 FAX：0742-24-7256
Email：kyosyoku-shien@office.pref.nara.lg.jp
- 9 交付期間、場所および方法
本プロポーザルの関係書類は、「奈良県教育委員会事務局教職員課ホームページ」で公開する。
 - (1) 交付期間
令和6年4月24日（水）から 5月22日（水）まで
 - (2) 問い合わせ先
8の担当部局に同じ
※郵送・対面による配布は行わない。
※本件に係る説明会は実施しない。

10 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、所定の参加申込書を期限までに提出すること。

- (1) 参加申込の提出書類
 - ア) 参加申込書（様式1）
 - イ) 法人の概要がわかる資料（パンフレットやホームページを印刷した資料棟）
 - ウ) 7の公募に参加する者に必要な資格等（4）を証明する契約書等の写し
- (2) 提出期限
令和6年5月10日（金）午後5時
- (3) 提出先
8の担当部局に同じ
- (4) 提出方法
メール、郵送、持参により提出
※メールの場合は、送信後、8の担当部局まで電話にて受信確認を行うこと。
郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、県の休日を除く。
- (5) 提出部数
各1部
- (6) 参加資格の適否の通知
参加申込書の内容を確認後、参加申込書提出者には、メールにて参加資格の適格または不適格の通知を行う。適格の通知があった者は、提案書を提出すること。

11 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 提案書（様式2（正・副））
 - ② 添付書類
事業計画書（様式3）、事業実施スケジュール（様式4）、経費見積書（任意様式）、
- (2) 提案書に関する事項
提案書への添付書類については、仕様書及び以下の①から③までを踏まえて作成すること。
 - ① 事業計画書（様式3）
本事業の目的や障害者雇用に関する課題、他の都道府県等教育委員会の取組状況を踏まえて具体的な計画・提案がなされていること。
 - ② 事業実施スケジュール（様式4）
本事業の実施スケジュールを具体的に記載すること。
 - ③ 経費見積書（任意様式）
本事業の経費とその内訳を記載し、「一式」計上はしないこと。また、消費税込みの見積金額を記載すること。
- (3) 提出期限
令和6年5月22日（水）午後5時
- (4) 提出先
8の担当部局に同じ
- (5) 提出方法
郵送または持参
※郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、県の休日を除く。
- (6) 提出部数
提案書（様式2）及び添付書類 正1部 副5部
※副5部については、事業所名など参加者を特定できる記載及び用紙の使用を行わないこと。

12 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年5月1日(水)午後5時

(2) 質問方法

提案に係る質問がある場合は、質問票(様式5)を8の担当部局までメールまたはFAXにて提出。提出後、必ず電話にて受信確認を行うこと。なお、審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

公正な競争を妨げる質問を除き、令和6年5月8日(水)にホームページに掲載する。

13 プレゼンテーション

令和6年度学校における障害者雇用推進事業業務委託に係る事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案書に係るプレゼンテーションを実施予定。プレゼンテーションは以下を予定しているが、詳細については提案書提出者に別途通知する。

実施日:令和6年5月28日(火)

場 所:奈良県庁本庁舎東棟2階 教育委員室

時 間:プレゼンテーション10分、質疑応答10分(予定)

参加者:2名以内

14 最優秀提案者の特定と通知

(1) 特定について

提案書は、奈良県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

(2) 審査基準

審査は、審査委員会において、別記審査基準に基づき、公正に実施する。

(3) 選定結果

提案書提出者には、令和6年5月中旬に書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの登載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

15 事業委託契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき、双方協議のうえ、速やかに事業委託契約を締結する。

16 契約保証金

契約保証金は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによる。

17 契約の不締結

最優秀提案者特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らずながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

18 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

- (1) 契約者について17の（1）から（8）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (4) 受託者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

19 その他

- (1) 本公募に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。なお、これらの書類は、本業務以外の目的では使用しない。
- (3) 提案書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。ただし、その場合も14の（1）の基準を満たしている者であることとする。
 - ① 7の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - ② 提案書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 委託金額の上限を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
 - ⑦ その他不正な行為があったとき。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (6) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。